

砺波市農業委員会 9 月総会議事録

開催日時 令和 6 年 9 月 5 日（木）午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 大ホール

出席した委員 25 名

1 番	西原 登	15 番	飯田 輝一
2 番	堀田 敬三	16 番	飯田 真紀
3 番	吉田 一馬	17 番	亀永 理恵
5 番	林 政樹	18 番	土田 英雄
6 番	前野 久	19 番	中村 栄克
7 番	石田 智久	20 番	満保 雅春
8 番	鴨井 克之	21 番	今井 久人
9 番	川邊 洋	22 番	松原 光雄
10 番	舘 和香子	23 番	黒田 英嗣
11 番	樋掛 雅彦	26 番	源通 一郎
12 番	田嶋 和樹	28 番	片山 雅喜
13 番	森田 修	29 番	水野 勢津子
14 番	松浦 正一		

欠席した委員 4 名

4 番	柴田 泰利	25 番	小幡 直也
24 番	山本 渉	27 番	齋藤 徹

傍聴人

なし

出席した事務局職員 4 名

事務局長	小西 啓介	主幹	大石 哲也	主事	深尾 芽生
農地調整専門員	林 憲正				
農業振興課	1 名				
農地調整係	主任	平塚 伸治			

付議案件

議事

- 1) 議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第 1 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 3) 議案第 1 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 4) 議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

報告

- 1) 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年度・砺波市農業委員会9月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、川邊会長が開会の挨拶を申し上げます。

会長 ご苦労様です。中生の稲刈りが進み農作業がお忙しいなか、また、何かとご都合があるところ総会にご出席いただきありがとうございます。

さて、8月27日に富山県農業会議主催の農業者年金加入推進研修会というものに参加させていただきました。農業者年金制度というものは、農業者の老後の生活の安定、福祉の向上、農業者の確保に資することを目的とする公的年金で、昭和45年に創設され、平成13年に新制度となりました。ここでは制度の詳細については話しませんが、大事な農業者年金の魅力を農業者の方に伝えていかなければならないということを痛感しております。今後、県農業会議主催の研修会が行われる際には、農業者年金をはじめとして多くの農業者の方にお伝えしたい内容が含まれますので、是非とも参加されて、その内容を各地区の農業者の方へお伝えいただきたいなと思います。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員29名中25名の出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、川邊会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議席番号29番水野勢津子委員・議席番号1番西原登委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第14号 農地法第3条の規定によ

る所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1、2のいずれも譲渡人の子供への贈与の申請です。番号2について、賃借権が設定されていますが、譲受人は現在申請農地を耕作している農地所有適格法人の常時従事者であり、引き続き耕作を行うものです。譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第14号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 2番について、高齢となった父親から息子に所有権移転するものです。譲受人は昨年から地域の営農組合の組合長をされており規模拡大にも意欲的に取り組んでおられますご承認よろしく願います。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第14号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして「議案第15号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

転用案件の別添資料の 1 ページから 5 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域であり、農地区分は「第 2 種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請者は、苗加地内に 5 棟 27 戸の共同住宅を所有しています。現在、すべて満室になっており、まだまだ需要が見込まれることから 1 棟 10 戸の共同住宅を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 15 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

川邊委員
(議 長) 申請地の計画については、土地改良区・用水土地改良区、隣接の所有者・耕作者、集落代表者等の関係者からの同意を得ています。また、排水対策について、雨水は敷地内で調整し北側のため枡を經由して西側の宮川へ流します。汚水等については合併浄化槽により北側にため枡を設置して処理する予定となっていますご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 15 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 3 ページをお願いします。
今月の案件は、2 件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

別添資料の 6 ページから 10 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は 10 ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。申請者

は、生活及び交通の利便性が高い市街地近郊において、分譲住宅敷地を計画しています。

(議案書番号2朗読)

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域であり、農地区分は「第2種」になります。農地転用の許可基準は、「代替可能性勘案の必要なし」に該当します。申請地は、過去を遡ると暗渠の用水路として利用されていました。暗渠であったため、現在は宅地になっています。以前からの農地を含めて注文分譲住宅地が計画されています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第16号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　源通委員、どうぞ。

源通委員 　1番について、以前農振除外の申請があった案件です。20戸分の分譲宅地を計画しています。周辺は新興住宅街となっていて、市街地に近く住環境が充実しており十分な需要が見込まれます。ご承認よろしく願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　西原委員、どうぞ。

西原委員 　2番について、6月の総会で農振除外の審議が行われ、承認された案件です。以前から暗渠として利用されていましたが、周辺の宅地が注文分譲宅地として整備されることに伴い合わせて整備されるものです。ご承認よろしく願います。

議長 　他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ここで、2番の案件につきましては、議席番号17番の亀永理恵委員に関する案件となりますので、会場から一時ご退席をお願いします。

(1 7 番 亀永理恵委員 退室)

議 長 ただ今の「議案第 1 6 号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

(1 7 番 亀永理恵委員 入室)

議 長 続きまして、「議案第 1 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 4 ページをお願いします。
今月の案件は、2 件でございます。

(議案書番号 1 朗読)

別添資料の 1 6 ページから 1 9 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。農地転用の許可基準は、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和 6 年 1 0 月から令和 8 年 9 月までとされており、深さは 1 0 m、採取量は約 3 9, 8 2 3 m³の計画です。

(議案書番号 2 朗読)

別添資料の 2 0 ページから 2 4 ページまでと併せてご覧ください。

申請地は 1 0 ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。農地転用の許可基準は、「2 7 号計画」に該当します。申請地は譲受人の妻の実家に隣接し、営農の補助等を行う将来を見据えた農家分家住宅の建築を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第 1 7 号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 1 番について、申請地の土は砂利が多く、砂利採取に最適な土地となっています。また、高速道路が建設される際に 2 つの田を 1 つにして奥行きを広げたところ、排水等がうまくいかない部分があったため、復田する際に調整して改善を図ります。ご承認よろしく申し上げます。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 吉田委員、どうぞ。

吉田委員 2 番について、2 月の総会において 27 号計画による農用地利用計画の変更が審議された案件です。譲受人は、親の農業の手伝いをしており、将来農業を受け継ぐことも考え近隣での住宅建築を考えていたところ、隣接農地で分家住宅を計画することとなったものです。土地改良区等関係者からの同意も得ています。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 17 号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第 1 号・第 2 号説明)

議 長 ただ今報告を受けた報告内容についてご意見・ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 30)